

1 騒音規制法に基づく特定施設

特定施設の種類		規模要件等	振動規制法
金属加工 機 械	圧延機械	原動機定格出力合計 22.5 k w 以上	
	製管機械	すべて	
	ベンディングマシン	原動機定格出力 3.75 k w 以上 ロール式のもの	
	液圧プレス	矯正プレスを除く	○
	機械プレス	呼び加圧能力 294 k n 以上	○
	せん断機	原動機定格出力 3.75 k w 以上	○
	鍛造機	すべて	○
	ワイヤーフォーミングマシン	すべて	○
	ブラスト	タンブラスト以外のもの 密閉式を除く	
	タンブラー	すべて	
	切断機	といしを用いるものに限る	
空気圧縮機・送風機		原動機定格出力 7.5 k w 以上	
土石用又は鉱物用の破碎機・磨砕機・ふるい ・分級機		原動機定格出力 7.5 k w 以上	○
織機		原動機を用いるもの	○
建築用資材 製造機械	コンクリートプラント	混練機の混練容量 0.45 m ³ 以上 気ほうコンクリートプラントを除く	
	アスファルトプラント	混練機の混練重量 200 kg 以上	
穀物用製粉機		原動機定格出力 7.5 k w 以上 ロール式のもの	
木材加工 機 械	ドラムバーカー	すべて	○
	チップパー	原動機定格出力 2.25 k w 以上	○
	碎木機	すべて	
	帯のご盤・丸のご盤	製材用：原動機定格出力 15 k w 以上 木工用：原動機定格出力 2.25 k w 以上	
	かんな盤	原動機定格出力 2.25 k w 以上	
抄紙機		すべて	
印刷機械		原動機を用いるもの	○
合成樹脂用射出成形機		すべて	○
鋳造型機		ジョルト式のもの	○

※「振動規制法」欄に○を付している施設については、振動規制法の特定施設としても規定されているもの

2 振動規制法に基づく特定施設

特定施設の種類		規模要件等	騒音規制法
金属加工 機 械	液圧プレス	矯正プレスを除く	○
	機械プレス	すべて	○
	せん断機	原動機定格出力 1 k w 以上	○
	鍛造機	すべて	○
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機定格出力 37.5 k w 以上	○
圧縮機		原動機定格出力 7.5 k w 以上	
土石用又は鉱物用の破砕機・磨砕機・ふるい・分級機		原動機定格出力 7.5 k w 以上	○
織機		原動機を用いるもの	○
コンクリートブロックマシン		原動機定格出力合計 2.95 k w	
コンクリート管製造機械 コンクリート柱製造機		原動機定格出力合計 10 k w 以上	
木材加工 機 械	ドラムバーカー	すべて	○
	チップパー	原動機定格出力 2.2 k w 以上	○
印刷機械		原動機定格出力 2.2 k w 以上	○
ゴム練用ロール機 合成樹脂練用ロール機		原動機定格出力 30 k w 以上 カレンダーロール機以外のもの	
合成樹脂用射出成形機		すべて	○
鋳造型機		ジョルト式のもの	○

※「騒音規制法」欄に○を付している施設については、騒音規制法の特定施設としても規定されているもの